

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和3年度
計画主体	北海道根室市

根室市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署 根室市水産経済部農林課
所在地 北海道根室市常盤町2丁目27番地
電話番号 0153-23-6111
FAX番号 0153-24-8692
メールアドレス suk_nourin@city.nemuro.hokkaido.jp

計画策定日

令和4年3月24日

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、ハシブトガラス・ハシボソガラス、キツネ、ラッコ、タヌキ、アライグマ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	北海道根室市（全域）

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目・被害内容	被害数値
エゾシカ	牧草	2,626.2ha 80,940千円
	ラップサイレージ	13,600個 81,600千円
	森林	被害は大きい（数値的には不明）
	交通事故	警察に届出のあった件数は69件 被害金額は不明
ヒグマ	人家周辺での出没	被害報告なし
	生活環境における不安	
ハシブトガラス ハシボソガラス	農業被害	不明
	生活環境被害	
	家畜伝染病等への懸念	
キツネ	農業被害	不明
	エキノコックス症感染の懸念	感染報告なし
ラッコ	漁業被害	不明
タヌキ	農業被害	不明
	家畜伝染病等への懸念	
アライグマ	農業被害	不明
	家畜伝染病等への懸念	

(2) 被害の傾向

エゾシカ	市内全域に生息しており、牧草及びラップサイレージの食害による農業被害額は、160,000千円台を推移し、深刻な状況となっている。また、列車衝突事故や通行車両等の事故も増加していることから、産業活動や住民生活、さらには、森林被害や春国岱でのハマナスの食害も発生し、生態系への影響など多方面に及んでいる。近年、市街地にも頻繁に出没するため、人への危害や交通事故等の誘発が懸念されている。
ヒグマ	目撃情報が、平成30年度44件、令和元年度48件、令和2年度44件寄せられている。近年、住宅地近郊まで現れることもあり、人や家畜への危害が懸念されている。

ハシブトガラス ハシボソガラス	市内全域に生息しており、播種時期の牧草が引き抜かれる、牧草ロールのラップが破られ発酵が進み過ぎ腐る、牛の分娩時に仔牛の目や陰部が傷つけられるなどの被害が考えられる。また、各種病原菌の媒介動物でもあり、家畜伝染病等への影響が懸念されていることや、繁殖期において親カラスは雛や卵を守ろうと過敏になっており、人の頭上に飛来し威嚇するなど、人を襲う恐れがある。
キツネ	市内全域に生息しており、出産間もない仔牛や病弱な牛を襲うなどの被害が発生するなど、家畜被害がある。また、人家への出没に伴い、エキノコックス症感染の危険度が高まっている。
ラッコ	平成 22 年 3 月に根室半島沿岸部においてエゾバフンウニの食害が確認され、「根室市ラッコ被害防止対策協議会」を設立し、潜水による被害調査や陸海上からの生息調査を実施したが、被害は確認できなかった。現状、漁業被害の把握には至っていない。
タヌキ	市内全域に生息しており、牛舎内に侵入し、飼料を食い漁る等の被害が発生しており、家畜伝染病等への影響が懸念されている。
アライグマ	市内での目撃はないものの、管内では捕獲実績があり、農業被害や家畜伝染病等への影響が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 6 年度)
エゾシカ 農業被害	162,540 千円	113,778 千円 (30%削減)
ヒグマ 人身被害	0 件	被害を発生させない
ハシブトガラス ハシボソガラス 農業被害等	不明	被害を発生させない
キツネ 健康被害	0 件	被害を発生させない
ラッコ 漁業被害	不明	被害を発生させない
タヌキ 農業被害	不明	被害を発生させない
アライグマ 農業被害	不明	被害を発生させない

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	エゾシカ	
	市と JA 道東あさひ根室支所 (以下、「農協」) が非狩猟期間に、銃猟による有害駆除を年間 3 期に分け一般社団法人北海道猟友会根室支部 (以下、「猟友会」) に委託し	銃猟による捕獲実績は、年々減少傾向にあり、農業被害等は減少に至らず、生息数に変化は生じていないと考えられる。銃猟捕獲の効果を上げるには、エゾシカの生息地となっ

て実施。冬期間においては、認定鳥獣捕獲等事業者へ委託し、囲いわなによる捕獲を実施。囲いわなの実施にあたっては、「落とし扉遠隔操作システム」を構築し、効率・効果的な捕獲事業を推進している。	ている鳥獣保護区や国有林での駆除の実施や狩猟区域の拡大が必要。また、第一種銃猟免許所持者の高齢化及び減少によりエゾシカ捕獲事業への影響が懸念され、免許取得者の育成・確保が課題となっている。
ヒグマ	
ヒグマ対策については、広報への記事掲載や講演会等を通じての市民周知のほか、希望する町内会への追い払い用の爆竹の配布を行う等、市民による予防策を実施するとともに、猟友会をはじめとした関係機関と連携し、対応策などについて情報収集し適切に実施する。	目撃情報は、郊外での道路横断がほとんどであるが、住宅地近郊までヒグマが現れることもあり、人や家畜への危害が懸念されている。重大な事故は発生していないが、市街地周辺への出没に伴う箱わな設置は、場所等の制約があり、安全確保が課題となっている。
ハシブトガラス・ハシボソガラス	
手取りによる営巣及び雛の捕獲や農地周辺での銃猟による有害駆除を実施。	市街地においては、手取りによる営巣及び雛の捕獲を実施しており、樹高の高い場所や枝先等に営巣した場合は、撤去できないことが多々あることに加え、人家や牛舎付近に生息している場合は、銃猟での捕獲が困難である。
キツネ	
市職員による捕獲用箱わなの設置や希望する農家への捕獲用箱わなの貸出に加え、銃猟による有害駆除を猟友会に委託し実施。	生息数が不明であり、具体的な対策に苦慮している。市街地周辺で捕獲の場合、安全確保が課題である。
ラッコ	
被害及び生息調査の実施（平成22年度）。	猟獲取締法による捕獲禁止動物であるため、被害防止に向けた捕獲以外の対策が課題となっている。
タヌキ	
農家等から、出没情報があった場合、敷地内に立ち入らせないよう防除策を実施するよう指導。	夜行性のため、実態把握が困難である。
アライグマ	

	市内において、目撃情報はないものの、根室管内での目撃や捕獲状況があるため、各種情報収集を実施。	夜行性のため、実態把握が困難である。
防護柵の設置等に関する取組	エゾシカ	
	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の森の一部に侵入防止柵を設置（2,206m）。 ・収穫した牧草の被害防止のため貯蔵場所に侵入防止柵を設置（平成26年度まで16ヶ所）。 ・春国岱のハマナス再生のための侵入防止策の設置（平成26・27年度）。 	食害を受ける牧草地への防護柵設置が有効であるが、設置費が高額となることや設置後の維持管理が課題となっている。

（５）今後の取組方針

エゾシカ	根室市では猟友会と連携し有害駆除に取り組んできたが、依然として農林水産業被害は高水準にある。また、春国岱を代表とする鳥獣保護区等がエゾシカの越冬地となっており、生活環境及び自然環境に影響を及ぼしていることから、北海道や環境省などと連携し、更なる個体数削減に向けて取組を推進することとする。銃猟及び罠いわなによる継続的な捕獲とドローンを使用した生息地調査による、効率的な捕獲箇所の選定と捕獲担い手の育成・確保を図り捕獲体制の強化に努めるとともに、農業経営者自らが農地の自主防衛の推進が図られるよう検討する。
ヒグマ	国際希少野生動物種で保護対象鳥獣のため、北海道や市の対応マニュアルより適切に対応する。
ハシブトガラス ハシボソガラス	引き続き、生活環境の被害防止を目的とした手取りによる営巣及び雛の捕獲を行うとともに、家畜等への被害を及ぼす恐れのある個体について銃猟や箱わなによる捕獲を実施する。農業経営者自らによる農地の自主防衛の取組を推進する。
キツネ	人間の生活圏への侵入防止対策を図り、銃猟や箱わなによる捕獲を実施する。農業経営者自らによる農地の自主防衛の取組を推進する。
ラッコ	漁業被害に関する実態調査を進めていくとともに、北海道や環境省とも連携し、被害防止に資する手法の検討を実施する。
タヌキ	人間の生活圏への侵入防止対策を図り、今後の被害状況によっては、捕獲の実施も検討する。
アライグマ	国等との連携により被害や生息数の拡大、希少鳥類への被害未然防止対策を実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

エゾシカ	根室市鳥獣被害防止対策協議会において、被害防止に向けた効果的な対策
------	-----------------------------------

	<p>を検討し、構成団体が連携して被害防止対策を実施する。具体的には、根室市鳥獣被害対策実施隊による有害駆除事業の実施や鳥獣保護区や国有林・銃猟禁止区域など、銃器の使用が制限を受ける地域での囲いわなによる捕獲を実施する。</p> <p>なお、捕獲を効果的に実施するため、以下の取り組みを進める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 市、農協、根室地区集落協定管理委員会（中山間地域等直接支払交付金）等による銃猟捕獲委託事業の実施及び囲いわな捕獲事業の実施。 2) 市による、新たな捕獲事業担い手の育成・確保として、狩猟免許（第一種銃猟・わな猟）の取得促進のための補助事業の継続実施。 3) わな猟免許所持者による捕獲体制構築に向けた検討。 4) エゾシカロードキル対策として、市民への意識啓発のための道路管理者や警察との連携強化。
ヒ グ マ	根室市鳥獣被害対策実施隊による、箱わなの設置及び捕獲を実施する。
ハシブトガラス ハシボソガラス	生活環境の被害防止を目的に、根室市職員等による営巣及び雛の手取りによる捕獲を実施する。また、被害を受けた農家が捕獲を申し出た際の捕獲許可申請は、農協を通して実施する。その後、農協から猟友会へ有害駆除を依頼し、猟友会会員が捕獲を実施する。農業経営者自らによる農地の自主防衛の取組について農協と協議した上で実施する。
キ ツ ネ	北海道エキノコックス症対策実施要領及び根室市キツネ対策計画書に基づき、箱わなの設置及び猟友会に依頼し捕獲を実施する。農業経営者自らによる農地の自主防衛の取組について農協と協議した上で実施する。
タ ヌ キ	農家等への聞き取りや、市職員等による出没確認及びパトロール等を実施した中で、被害状況等を精査し、関係機関と協議の上、捕獲体制等を検討する。
ア ラ イ グ マ	

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 ～ 令和6年度	エゾシカ その他の鳥獣	銃器やわなを含めた効果的な捕獲方法の検討及び導入により駆除向上を図り、健康被害や農林水産物の被害軽減に取り組む。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>【エゾシカ】</p> <p>前年度の捕獲頭数及び個体数調査の結果等を参考とし、被害の減少につながる適正な頭数を捕獲していくこととする。その他、越冬地等における囲いわなによる捕獲活動の実施、狩猟免許取得への補助制度の創設による捕獲従事者の育成・確保を図ることにより捕獲頭数の増加が期待できる。</p> <p>【その他の鳥獣】</p> <p>原則、捕獲目標頭数は設定しない。被害の状況に合わせ、適正な頭数を捕獲していくこととする。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ	銃器 1,275頭 わな 325頭 合計 1,600頭	銃器 1,275頭 わな 325頭 合計 1,600頭	銃器 1,275頭 わな 325頭 合計 1,600頭
その他鳥獣	被害状況での対応		

捕獲等の取組内容		捕獲予定場所は市内全域（鳥獣保護区等を除く）
エゾシカ	<ul style="list-style-type: none"> 銃器 牧草刈取時期を考慮し、年3期に分け実施 囲いわな 冬期間に特定猟具（銃）禁止区域等にて実施 小型箱わな 市街地対策としての実施を検討 	
ヒグマ	<ul style="list-style-type: none"> 根室市職員等による出没確認及びパトロール等初期対応 根室市鳥獣被害対策実施隊による巡視及び捕獲活動の実施 銃器での捕獲を基本とし、銃器が使用できない場所で設置可能な場合、箱わなによる捕獲 	
ハシブトガラス ハシボソガラス	<ul style="list-style-type: none"> 銃器 4月上旬～9月下旬 2月上旬～3月下旬 年2期に分け実施 箱わな 4月上旬～9月下旬 10月上旬～3月下旬 年2期に分け実施 根室市職員等による営巣及び雛の手取り捕獲（4月上旬～9月下旬） 	
キツネ	<ul style="list-style-type: none"> 銃器 2月上旬～2月下旬 根室市職員による箱わなを用いた捕獲（4月上旬～9月下旬、10月上旬～3月下旬） 	
タヌキ アライグマ	農家等への聞き取りや、市職員等による出没確認及びパトロール等を実施した中で、被害状況等を精査し、捕獲体制等を検討する。	

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>エゾシカやヒグマについては体格が大きく、警戒心が強いいため、散弾銃を使用する際は、ある程度対象鳥獣に近づかなければ捕獲することが難しいため、安全面の確保が難しい。このことから、ライフル銃所持許可要件を満たす実施隊員については、捕獲の確実性においても同様の理由から、矢先やバックストップの確認等、十分安全面に配慮した上でライフル銃による捕獲が適正であると考えられる。</p>

(4) 許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣
根室市	エゾシカ

4. 防護柵の設置に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ ヒグマ	農業者等の要望による整備計画に基づき設置		

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ ヒグマ	現時点では、整備実施個所がないため、設置後、検討		

(3) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 ～ 令和6年度	エゾシカ	根室地域エゾシカ・ヒグマ対策連絡協議会における取組
	ヒグマ	根室地域エゾシカ・ヒグマ対策連絡協議会における取組 花火等を活用した追い払い活動や希望する町内会への爆竹提供、被害農家への被害防止知識の普及活動、一般市民向けの講演会開催、ヒグマ出没時の連絡体制の整備、ホームページやSNS等を活用した出没情報公開・注意喚起、誘引物除去に関する指導及び対応
	全ての鳥獣	有害鳥獣による農林水産物等への被害を防止するため、新規に狩猟免許の取得並びに猟銃所持許可の取得及び猟銃等の購入に要する経費に対し、予算の範囲内において「根室市狩猟免許取得等補助金」を交付

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 ～ 令和6年度	エゾシカ ヒグマ	被害状況やその予防策について、広報誌やSNS等による市民周知を行うと共に、対象鳥獣の生態や被害防止方法や対処法について、市民向けの講演会を開催する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

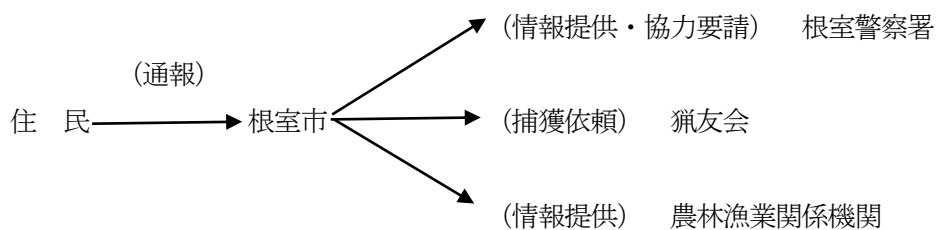
協議会の名称	根室市ヒグマ対策連絡会議・根室市ヒグマ対策本部
--------	-------------------------

関係機関の名称	役 割
根室市	連絡会議及び対策本部の連絡調整、情報収集及び被害調査、誘引物等の除去指導、住民周知と安全確保、被害防止措置の実施協力
北海道根室振興局	鳥獣被害に関する調査、情報提供及び広域的な調整と捕獲許可等の実施
根室警察署	住民周知と安全確保
猟友会	有害駆除従事者の統括、連絡調整、銃猟による捕獲作戦の立案、被害防止措置の実施
根釧東部森林管理署	国有林内での捕獲協力・被害防除の指導・助言

(2) 緊急時の連絡体制

根室市職員（農林課）の担当者が中心となり、関係機関等へ情報提供・協力要請等を実施する。

【フロー図】



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

エゾシカ	個体数管理の推進には、捕獲後の個体処理が課題となることから、食肉として利活用を図るため、地元消費の拡大のための検討を進める。残滓については、減量化を図り一般廃棄物処理場に搬入し処理する。
ヒグマ	捕獲個体は、検体として必要部位を北海道環境科学研究センターへ調査研究用資料として提供し、残滓は一般廃棄物処理場に搬入し処理する。
その他鳥獣	調査研究機関に必要とされる検体は提供し、不要な場合は一般廃棄物として処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲をした鳥獣の利用方法

食 品	市内処理加工業者がエゾシカ肉をジビエとして有効活用し、道内外の飲食店等に提供し、根室市内の学校給食のメニューとしても活用している。 現時点では目標設定等なし。
ペットフード	利用なし
皮 革	利用なし
その他（油脂、	利用なし

骨製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	
-----------------------	--

(2) 処理加工施設の取組

対象なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、処理加工施設における OJT 事業を実施。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会及び関係機関に関する事項

【エゾシカ】

協議会の名称	根室市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
根室市	総括的な運営・連絡調整
農協	農業被害の把握と農業者との連絡・調整
猟友会	有害鳥獣捕獲と関連情報の提供
根室農業改良普及センター	被害防除の指導・助言
根釧東部森林管理署	国有林内での捕獲協力・被害防除の指導・助言
北海道旅客鉄道(株) 根室駅	鉄道列車追突事故等の被害防止・対策の実施
関係機関の名称	役 割
北海道根室振興局	健康被害防止、有害鳥獣被害や漁業被害防止、観光等に関する情報提供、指導・助言と広域的調整
根室警察署	鳥獣被害対策(エゾシカ交通事故)

【ラッコ】

協議会の名称	根室市ラッコ被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
根室市	総括的な運営・連絡調整
根室漁業協同組合	漁業被害の把握と生息調査等への協力
歯舞漁業協同組合	
落石漁業協同組合	
根室湾中部漁業協同組合	
公益財団法人 日本野鳥の会根室支部	自然保護の見地からの助言・協力
根室市観光協会	観光面からの助言・協力
関係機関の名称	役 割

北海道根室振興局	健康被害防止、有害鳥獣被害や漁業被害防止、観光等に関する情報提供、指導・助言と広域的調整
国立研究開発法人水産研究・教育機構 北海道区水産研究所	漁業被害防止に関する情報提供と防除助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊員は、本計画に掲げる対象鳥獣の捕獲及び情報収集等を行い、被害防止対策を適切に実施するものとする（平成 24 年度に結成）。なお、実施隊員は猟友会会員のうち、被害対策の実施に積極的に取り組むことが見込まれ、猟友会が推薦する者を市長が委嘱する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

根室地域エゾシカ・ヒグマ対策連絡協議会と連携し、情報の共有化や広域的で効果的な被害防止対策を検討する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

農林水産業被害対策としての有害鳥獣捕獲と鳥獣保護区等の拡大指向など、希少動植物の保護・保全について考え方の相違がみられることから、関係する機関・団体、地域農業者など、相互理解のもと尊重しながら、事業に柔軟に取り組むこととする。